

第4編 複合災害対策編

第1章 予防・事前対策

【関係各課、秩父消防本部】

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害発生時に、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1 基本方針

町、県及び防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、他市町村や県外からの応援を速やかに確保する。

そのために、日ごろから、考えられる複合災害の種類、規模、被害量の想定、町内の災害対応資源の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養う。

※1 本町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

- (1) 地震災害
- (2) 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- (3) 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

(1) パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

例	先発災害	巨大地震の発生→堤防等の機能低下
	後発災害	巨大台風が直撃
	影 響	河川氾濫が発生（荒川決壊など）

(2) パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

例	先発災害	巨大地震の発生
	後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風が直撃
	影 響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

いずれのパターンも、近隣自治体が同時被災する可能性を含んでおり、近隣自治体からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。また、町は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第4 避難対策

「第2編 第2章 第8節 避難対策」を準用する。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる

複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第5 災害医療体制の整備

「第2編 第2章 第6節 医療救護等対策」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料、飲料水等の備蓄等を行う。

第6 災害時の要配慮者対策

「第2編 第2章 第9節 災害時の要配慮者対策」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

第7 緊急輸送体制の整備

「第2編 第2章 第10節 物資供給・輸送対策 第2 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第2章 応急対策

【総務部、町民福祉部、環境整備部】

第1 情報の収集・伝達

「第2編 第3章 第2節 情報収集・伝達」を準用する。

なお、町は、複合災害発生時、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害発生時、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び秩父警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。